

議案第34号

北九州市立学校学校運営協議会規則の一部改正について

北九州市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月15日提出

北九州市教育委員会

教育長 太田清治

提案理由 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正に伴い、関係規定を改める必要があるので、この規則案を提出する。

北九州市立学校学校運営協議会規則の一部改正について

1 国の法改正

国は、学校教育の質の向上に向けて、教員に優れた人材を確保する必要があることに鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の加速化などのため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、学校教育法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正した。これらの改正法は、一部を除き、令和8年4月1日から施行予定である。

上記により、教育委員会は、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）の策定及び公表、計画の内容及びその実施状況の総合教育会議への報告が義務付けられることになる。

また、学校は、公立学校が学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、上記の計画に適合するものとなるようにしなければならない。

学校運営協議会を置く公立学校（コミュニティ・スクール）の校長については、学校運営に関する「基本的な方針」に教員の働き方改革の具体的な取組（業務量管理・健康確保措置）を明記し、学校運営協議会の承認を得ることが義務づけられることになる。

以上のことから、北九州市立学校学校運営協議会規則（令和3年3月19日教育委員会規則第3号）の関係規定を改めるもの。

2 改正内容

第6条第1項中第3号を第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施

現行	改定後
(1) 学校経営計画	(1) 学校経営計画
(2) 教育課程の編成	(2) 教育課程の編成
(3) その他校長が必要と認める事項	(3) 業務量管理・健康確保措置の実施
	(4) その他校長が必要と認める事項

3 施行期日

令和8年4月1日

北九州市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

令和 8 年 月 日

北九州市教育委員会

教育長 太 田 清 治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市立学校学校運営協議会規則の一部を改正する規則

北九州市立学校学校運営協議会規則（令和 3 年北九州市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） 業務量管理・健康確保措置の実施

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

新	旧
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第6条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 業務量管理・健康確保措置の実施</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認等)</p> <p>第6条 対象学校の校長は、毎年度、当該対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 略</p>

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

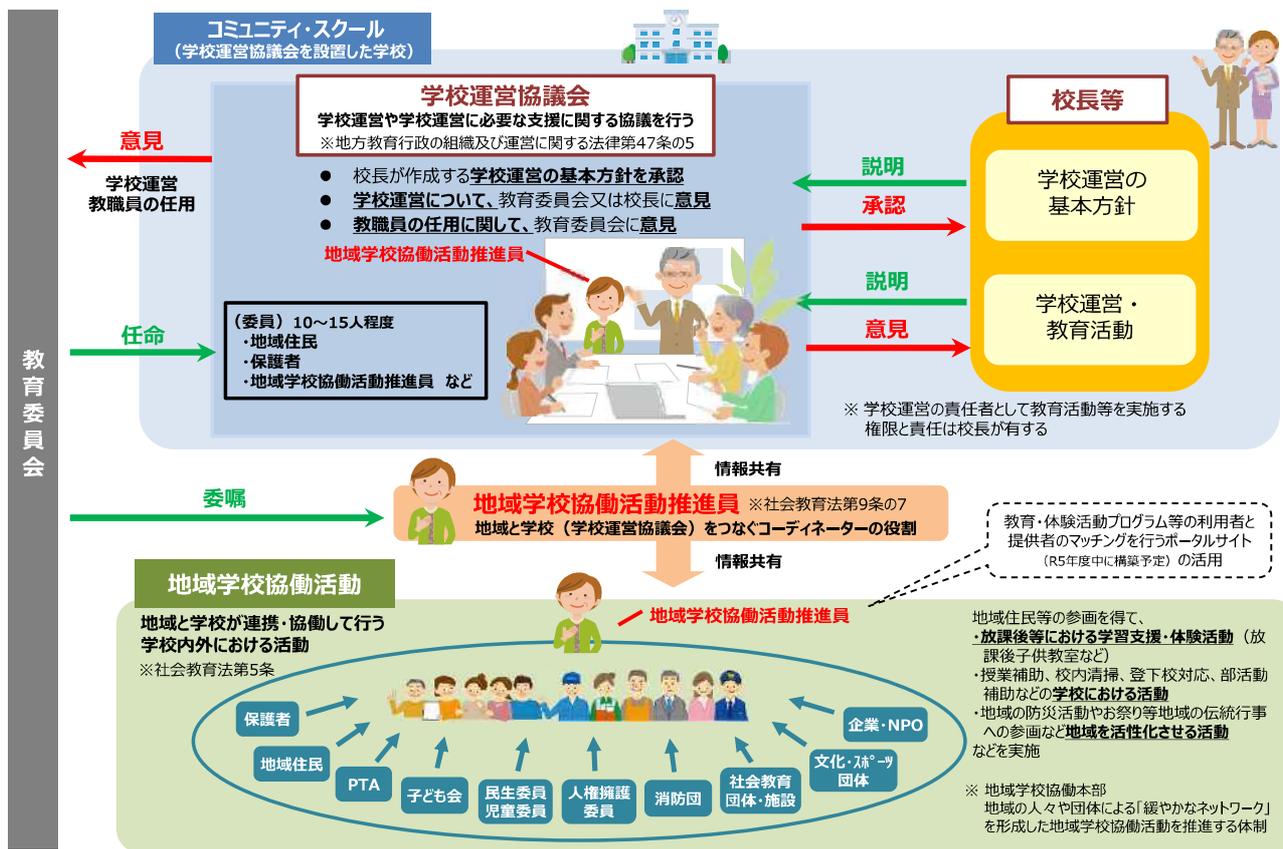
- ① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**
- ② 子供たちの育成すべき**資質・能力を明確化**
- ③ **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開



【参考】教育基本法 第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の概要

趣旨

教員に優れた人材を確保する必要性に鑑み、公立の義務教育諸学校等における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇の改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等の義務付け、主務教諭の職の新設、教職調整額の基準となる額の引上げ、義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講ずる。

概要

1. 学校における働き方改革の一層の推進

(1) 教育委員会における実施の確保のための措置【給特法第8条関係】

- ・ 教育委員会に対し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置（業務量管理・健康確保措置）を実施するための計画（業務量管理・健康確保措置実施計画。以下「計画」という。）の策定・公表、計画の実施状況の公表を義務付ける。
- ・ 計画の内容及び実施状況について、総合教育会議への報告を義務付ける。
- ・ 計画の策定・実施に関して、都道府県教育委員会による市町村教育委員会への指導助言等を努力義務とする。

(2) 学校における実施の確保のための措置

- ・ 公立学校が、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付ける。【学校教育法第42条関係】
- ・ 公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める。※学校運営協議会を置く学校【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5関係】

2. 組織的な学校運営及び指導の促進

児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができることとする。【学校教育法第27条、第37条関係】

3. 教員の処遇の改善

(1) 高度専門職にふさわしい処遇の実現

教職調整額の基準となる額を給料月額⁵の4%から10%まで段階的に引き上げる。【給特法第3条関係】
※幼稚園の教員に係る教職調整額については、子ども・子育て支援新制度の枠組みにおいて、処遇改善に資する財政措置が講じられていること等に鑑み、現状維持とする。

(2) 職務や勤務の状況に応じた処遇の実現

- ・ 義務教育等教員特別手当を校務類型に応じて支給することとし、その困難性等を考慮して条例で支給額を定めることとする（学級担任への加算を想定）。【教育公務員特例法第13条関係】
- ・ 指導改善研修を受けている教員には、教職調整額を支給しないこととする。【給特法第3条、第5条関係】

施行期日

1及び2については、令和8（2026）年4月1日

3については、令和8（2026）年1月1日⁵

【附則第1条関係】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 新旧対照表

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

十一、業務量管理・健康確保措置の実施における学校運営協議会の役割の重要性に鑑み、学校運営協議会の設置を推進するとともに、学校運営の支援機能向上、学校運営協議会委員の研修の改善と適切な処遇を行うこと。

令和七年六月十日 参議院文教科学委員会

3

法改正を踏まえた対応例（1/2）

